

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 最近のところ——と申しまして、昭和三十七年から四十年までの五年間について見てみますと、毎年無罪確定人員は四百人ないし五百人でございまして、この五年間で無罪確定人員の総計は二千二百十三人でございまして、そのうち未決の拘留または拘禁を受けた無罪被告人は約二六％でございまして、五百八十二人。そのうち補償の請求をいたしました者が六五・四％、約三百八十一名ぐらゐ、こういうような割合になっております。それに対して、補償の決定がありまして、九五％、三百六十二名、請求率が六五・四％程度ということに相なるわけでございまして。

で、この程度の請求率はなぜかということが、引き続き御質問をお持ちになるかと思いますが、未決の拘留または拘禁を受けた無罪被告人の中には、責任無能力ということで無罪になりました者が約一八％ぐらゐ含まれております。それから短期間の拘留、拘禁を受けた者が相当あります。たとえば十五日以内の拘留、拘禁であった者について見ますと、四〇％ぐらゐでございます。そこで、この短期間の拘留、拘禁の場合に補償の請求をしないということはないのでございしますが、むしろ責任無能力で無罪になりました人の中には補償の請求が非常に少ないという現象がございしますので、このような補償の請求率になるのであろう、かように見ておるわけでございします。

○龜田得治君 請求できるということは、無罪になった者はみんな知っておるのかどうか。知る機会というものはどういうふうな——何か与えるんですか、積極的に。そういう点、運用上どうなっておりますか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 弁護人がついておきます事件が大部分でございまして、九〇％以上でございます。それからもう一つは、これは再審で無罪になりました場合には、裁判所のほうから刑事補償ができるということを告げてい

ると思われまして。一般に無罪の場合については、これは裁判官の取り扱い措置として区々であるう、かように思われます。そこでまた、新聞にもこの無罪の公示をいたしますし、官報にもいたしますもので、そのようなことから、この制度についての周知度というものは決して低くないと思われるのでございします。

○龜田得治君 大体請求して決定までどのくらいかかっておりますか、期間。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) それにつきましての調査資料はございませんけれども、裁判所は記録によりましての手続が決定手続であるということ、そう長くかかるということはおそらくないというふうにいままでの経験から見えておるわけでございします。

○龜田得治君 そう長くかからないと言いますが、二、三カ月内には処理されているわけでしやうやうか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 請求の手続あるいは資料の不備で補正をせよというふうな場合を別といたしまして、おそろく仰せのとおり期間内には処理されていると考えております。

○龜田得治君 この法律のワケ内で一人一日の補償が割り出されるわけですが、これはどういう基準で割り出されているわけでしょうか。第三表を見ると、全部まとめて書いてあるものですから、一番その基礎のところを明確じゃないわけですが、一日一人当たり幾らということにきめるめどです。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) これは、決定文を見ましても、そこまでは詳しくは判断が示されていないのでございしますが、大部分の場合——ほとんど全部の場合、一日幾らという割合で補償額を算出してあります。その場合に、補償額をいかに定めるかというところは、刑事補償法の四条の二項の規定、これに法律上はよるといふことになるわけでございしますが、四条の二項と申しますのは、「裁判所は、前項の補償金の額を定め

るには、拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであった利益の喪失、精神上の苦痛」云々、これらの一切の事情を考慮して決すると、かようになっておりますので、これに基づき決定するということに相なるわけでございます。

そこで、実際に支給されておりましたところの額というのを見てみますと、昭和三十九年にこの刑事補償法が一部改正されました、補償金額が拘留、拘禁の一日につきまして四百円から千円というふうな増額されたわけでございしますが、この改正されました刑事補償法によりましてどのようになつておるかということを見てみますと、一人当たり一日の平均金額というものは七百五円、こういうことになりました。一日当たり最高額千円を支給するという比率を見てまいりますと、昭和三十九年は千円支給した比率が九・五％の程度でございました。四十年になりました二六・七％、四十一年には四五・二％、四十二年には五〇％というふうな傾向でふえているということでございます。それから、額の決定については、必ずしも補償決定の上では明らかにできないのでございしますが、最高額支給の従前の事例というのを見ますと、例の岩倉王の補償でございしますが、この方は未決の拘禁及び刑の執行双方について補償をしたわけでございしますが、一日四百円——これは当時といたしましては、当時の法律の最高額でございしますが、一日四百円の割合でございします。それから、その他著名事件といたしまして、幸浦事件、松川事件、二俣事件、これらはいずれも、当時の最高額一日四百円の割りの補償がされております。それから、逆に低いほうの支給の事例を見ますと、先ほど申し上げましたような、心神喪失で無罪になりましたような事例で三件見ただけでございしますが、その三件はいずれも、その当時の最高額一日当たり二百円という基準で補償がされておるといふのが、従前の実情でございします。

○龜田得治君 これは予算としてはどの程度毎年組まれていますか。実際の使用額との関係ですね、どういうふうになっていきますか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 昭和四十一年度におきます関係を上げますと、予算額といたしましては七百八十五万円でございします。これに対する支出は四百五十七万六千二百七十五円ということで、残額三百二十七万九千七百二十五円ということでございます。

○龜田得治君 昨年はどうですか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 四十二年度につきましては、まだこの支出額が確定いたしておりません。明確に確定されておられませんので、手元に資料をまだ用意しておりませんでした。

○龜田得治君 この予算をはき出す根拠は、従来の統計からいって、毎年無罪判決がこの程度あるだろう、拘束事件で、そういうことが基礎になつておるわけでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 大体仰せのとおりでございまして、従前の実績というのを見まして、それから事件の伸びというのを見込みまして、それから増額の法律上の措置がとられました場合には、その増額分を掛けまして算出したしております。

○龜田得治君 四十一年度以外は資料がないようですが、毎年相当額の使用残りは出ておるわけでしょうか、四十一年以前においても。

○最高裁判所長官代理人(佐藤千速君) 昭和三十一年度について見ますと、支出のほうは予算額を下回っております。それから昭和四十年について見まして、同様支出が下回つておるといふようなことで、それ以前の状況はちよつとわかりかねるのでございしますが、三十九年、四十年、四十一年、かように三年間を見ますと、支出のほうは予算額の範囲内であるという状況になっております。

○龜田得治君 こういう種類のものは、不足した場合に当然事務的な支出として予備費から取れるわけですね。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) これは、刑事補償の費用は、いわゆる裁判費ということでごさいますので、もし不足いたしました場合には、裁判費の項の中の他の目——証人の旅費、鑑定人の旅費、日当等、あるいは委員旅費の目の国選弁護人旅費等、そういうもので余剰が生じております場合には、そのほうからの流用ということができます。裁罰費の項の中におきます流用は、財政法三十五條三項、本文によりまして、閣議決定を経なければならぬ事項の別扱いといたしまして、財政法三十五條三項ただし書きの指定経費ということに相なっておりますので、大蔵省との協議によりまして裁罰費相互間において流用が可能であるということでごさいます。これがこの裁判費の中におきます流用ができませんということになります。と、裁判所予算中の予備金あるいは予備費——国の予備費でございまして、そういうものの支出を求めなければならない、かようになります。

○龜田得治君 まあこの一般的に感觸として、刑事補償がもう少し充実したものであつてほしい、こゝういふ意見はあるわけですね。そういう基本的には法律改正等も当然関連して出てくるわけですが、それは後の問題にして、現在の運用のもとにおいても、もつと請求権者が請求しやすくしてあげるとか、あるいはまた請求のあつたものについての金額をできるだけ多くするという、こゝういふこと、予算が残らぬやうなことを考へるべきじゃないか。それは理由もないのにおつた、そんなことはもちろんであらう必要はないわけですが、いすれにしても、拘束されて無罪になる、なかなかこゝういふ刑事補償法で規定してあるやうな金額で物的、精神的な損失が償われるものじゃとてもないんですから、これは實際問題としてその無限に出すわけにもいかないから、一応こゝういふ基準をつくつておるわけでしょうが、それは国家賠償でやつてもらつたらいいんだといつたやうな理屈もあるかもしれぬが、ともかく

刑事補償法がつくられた精神から言へば、もつと対象者残りなく行き渡るやうにしよう、また幸い予算もあるわけだから、できるだけひとつ法律の範囲内において多く与えていこう、こゝういふ運用であつてほしいと思ふんですが、その点どうでしょう。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 仰せのとおりかと考へます。短期間の拘留、拘禁でございまして、その人がこの制度を知らないばかりに補償の機会を失うということがあつてはならないことは当然でございまして。従前、三日の拘留、拘禁につきまして補償の請求がなされて、それにつきまして補償いたしたいという事例もあるわけでごさいます。が、裁判所といたしましては、無罪の言い渡し等の場合には、なおその点も特に弁護人があつておらないやうな事件につきましては十分配慮するやうにとめたいと考へます。

○龜田得治君 まあそれに関連するわけですが、現行法の第三條の運用の問題ですね。先ほどお尋ねした第二表を拝見すると、請求棄却の人員というものがそこに出てくるわけですが、全体の数からいふとそんなに多くないと思ふんですが、これはどういふ理由で請求棄却になつてゐるものが多いのでしょうか。ここに書いてあるのは合計で十一件ですから、全部あつしやつてもらつてもいいのですが。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 實務上よく非常にしはばいさすのは、たとへば窃盗と詐欺の両方の罪名で拘留されてゐる、ところが窃盗については無罪の裁判があつた、詐欺については有罪であつたやうな場合でございまして、二号の問題でございまして、併合罪の一部について無罪の裁判を受けたやうな場合でも、他の部分について有罪の裁判を受けておる場合は、この三條の二号の規定によりまして、補償の全部または一部をしないことができる、かやうになつてゐるわけでごさいます。ただいまの例で申しますと、この両罪名で拘留されておるま

する場合、その拘留されておる間の取り調べといふものがもつぱら有罪となりまして詐欺の取り調べのためであつたやうな場合には、この三條の二号の規定によりまして補償しないといふことがあり得るわけでごさいます。この併合罪関係におきまして、非常にしはばいさす、全部または一部を補償しないといふ事例が生ずるわけでごさいます。

○龜田得治君 その場合ですね、無罪になつた罪名がその被告人についての主たる事件であつたやうな場合には、そのまゝくつつけて起訴されたやうなものがあるにせよ、これはやはり刑事補償をすべきである——第三條は幸ひこれは任意規定でありますから、そういうふうな運用であるべきだと思ふのですが、實際はどうなつてゐるでしょう。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) その間に於いて詳細はちよつとわかりかねますが、實質的にその拘留、拘禁といふものがどういふふうに使われたかという、實質的な見方をして裁判所はそれそれ決定をしてゐるというふうに見てゐるわけでごさいます。

○龜田得治君 そうすると、實質的という立場で見ているということですから、私がいま指摘したやうな運用がされておるだらうと、こゝういふふうには理解していいわけですか。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) さやうでございまして。何日間かの拘留、拘禁の過程におきまして、ただその日数だけを見るのではございせん、その中身を見ていく——手続の進展に応じてその拘留、拘禁がどういふやうに利用されたか、利用されたと言つて表現が悪いのでございまして、その間にどういふ調べがなされたかといふことに着目をして見たいといふ意味でございまして。

○龜田得治君 この同じく三條の一号の問題ですが、これは實務上あまり問題になつてこないのではありませんか。たとえば一例をあげると、捜査官から相当誘導なり強制されて供述調書などをつくつ

たといふやうな場合には、これはもちろん一号には入らぬと思ふのですが、その辺どうでしょう。實際問題としては、なかなか微妙な調査もあるだらうと思ひますが。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) いま仰せのやうな場合には、一号にはちよつと入りにくいのではないかと。むしろもつと積極的に、身がわり目的で名のり出でてございまして、被告になつて無罪になつたやうな場合が、考えられ得る典型的な事例ではないかと思ひます。

○龜田得治君 それから、この刑事補償は補償として受け、さらにまた別に国家賠償の請求をされ、そしてそれがきまつたといつたやうな事案といふものは相当あります。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 若干ございまして。申し上げますと、これは国家賠償法の問題でございまして、が、檢察官の起訴等に過失があつたとして無罪の判決を受け、被告人からの国家賠償請求を認容した事例でございまして、これは東京高裁判所三十七年三月八日の判決でございまして。原告は詐欺罪で在宅起訴されて、約十カ月十一回の公判審理の後無罪の判決を受けたというケースでございまして、が、檢察官の起訴行為に過失があるといふやうに判断いたしまして、弁護人に対し支払つた報酬、日当、原告及び弁護人の公判出頭による出費並びに慰謝料、これらを全額を認容いたしまして、三十五万九千八百円の損害を認めたと例がございまして。ただ、これは刑事補償の請求を別途してゐるかどうかわかりません。

○龜田得治君 ほかには何件ですか。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) ほかには、東京地裁昭和四十年の十月二十六日の判決でございまして、が、原告は傷害致死罪で起訴されて、計百四日間の身体拘束を受け、約三年の審理の後、控訴審で無罪判決が確定いたしました。檢察官の起訴の行為に過失があると認めて、弁護人に支払つた報酬、旅費、宿泊料、原告本人の出頭のための旅費、慰謝料の全額をいづれも認容い

たしまして、九十五万五千四百十円の損害賠償を認めました。なお、このケースは、原告は刑事補償金四万一千六百円を支給されているのでござい

ます。これらが事例でございます。

○龜田得治君 詳細は要りませんが、ほかに何件ありますか。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) これまでに、五、六二項の前後で、つまり別に刑事補償を受けたという場合のケースは三件でございます。

○龜田得治君 そうすると、合計五件ですか、さっきの説明のと。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) いま三件と申し上げましたのは、別に補償を受けたということで刑事補償のほうでは請求棄却になったという例でございまして、全体的な統計的な数字は持ち合わせておりませんので申し上げかねます。

○龜田得治君 まあその程度で。

それから、現在国家賠償請求されているのは何件くらいあるのでしょうか、裁判未確定なやつは。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) わかりかねます。

○龜田得治君 それはお調べになつたらわかりますか、わかりにくいのですか、そういうのは。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 民事局のほうと連絡をとればわかると思ひまするので、後日調査いたしまして御提出いたします。

○龜田得治君 そうしてください。

そこで、現行法の一つの問題点は、無罪判決を受けた者について拘束状態があつたということが一つの条件になるわけですね。しかし、その点はずすべきじゃないか。拘束であるが、非拘束であるが、無罪判決者についての賠償というものは当然国として考えるべきである。この第四条の補償の内容等を見ましても、「精神上の苦痛」ということも書いてあるわけですね。精神上の苦痛ということは、拘束を受けている人が必ずしも大きいとは限らぬわけですが、これは、拘束、非拘束にかかわらず、人によつては非常な苦痛を受ける

と、こういうことがあるわけですね、それは具体的に個々の事件についての決定についてはいろいろあると思ひますが、案件によつて。しかし、そういう非拘束の無罪者については刑事補償をする道が閉ざされておるといふことは、私はこれは制度としては不備だと思ひますがね。この点はどうかいろいろお考えでしょうか。道だけはやっぱりあけておくと。全部にそれが適用されるかされぬかは、これは裁判官の判断になります。道すら閉ざしてある。こういうことは、刑事補償法の根柢をなしている精神から言つてね、検討すべき余地があると思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(川井英良君) 立法上の問題になりますので、私のほうから先に一応考え方を答えたいと思ひます。非常に傾聴に値する考え方でございます。方向としては十分に首肯できるわけでございますが、私もかなり前から、最高裁判所とも連絡をとりまして、その辺についての検討を実はしてきているわけでございます。いままでの考え方といたしましては、まだ煮詰まつた結論が出ておりません。二、三の問題点を申し上げますという、まず理論的な問題でございますが、いまの刑事訴訟法の構造として、前と違ひまして、有罪の判決があるまでは被告人は無罪の推定を受けると、こういうふうなたてまえになつておりまして、御承知のとおり、起訴状一本主義でありまして、御承知のとおり、起訴状一本の規定としまして、そういう趣旨があらわれているわけでございます。そのことは、実際問題として別にして、理論的にだけ考えてみますと、一審で無罪の判決があるまでは、たとえ検察官から起訴されましても被告人としては無罪、何もないんだ。まあ諸外国におきましては、非常に無罪率が多いのにもかかわらず、必ずしも刑事補償の制度というものが日本ほど広く認められていないようでございます。わが国では非常に無罪率が少ないにもかかわらず、またこの刑事補償についての問題というふうなものについて、私どもも前からいろいろ検討すべきものがあるんじゃない

かというふうなことを考えてまいりました。その原因をだんだん考えてみますと、無罪の推定というふうなことは、法律のたてまえはなつておるけれども、わが国の実際の社会の取り扱い方といたしましては、検事から裁判所に起訴され方という、もうそれだけでもつて社会の取り扱いがいかにも有罪であるかのようなふうに取り扱われてきている。そのために社会上、生活上非常にいろいろな損害なり、あるいは名誉の点について損失を受ける、こういうふうな実情に相なつておる。この法のたてまえと、それから社会における起訴された者についての国民感情なり取り扱いというふうなものが、必ずしもびつたり合つてないというふうなことが、この問題について非常に悩まを感じておる一つの重要な問題ではないかというふうな考え方をしているわけでございます。そこで、この法のたてまえであるところの無罪の推定を受ける、こういう大きな原則と、それからいふ、おおよそ在宅であろうと非拘束であろうと、無罪になつた場合においてはすべて一律にこれを補償すべきだと、こういうふうな大きな、常識的な申し立てと、その大きな命題としての理論的な合理的な解決をどういうふうな持つていったらいいかというふうなことが、一つの大きな理論上の問題点として、関係者の間で従来から煮詰めて議論をしてきておる一つの点でございます。それからさらにまた、要するに、これは現在の制度も国の無過失責任を認めるものであるというところは、学説上異論のない点でございます。その無過失責任というものをどの程度に認めていくかというところも一つの大きな問題であろうと思ひます。国の産業、文化が発達し、また国の経済が伸びていくというところに従ひまして、私どもも申し上げるのは口幅つたいのことでも存じませんが、いろいろな面において、国民に対して国家が補償の制度を広げていくことは大きな趨勢だと私も理解いたしております。ただ、その広げていくその度合いと、それからスビードの点において、やはり国家財政との点にお

きまして、いろいろバランスをとつて進めていかねばならぬんじゃないかならうかということも考えておるわけでございます。憲法は、御承知のように、拘禁された者だけについての補償を一応要求いたしております。憲法も、非拘禁の者の補償までも憲法そのものとしては要求していないわけでございます。その辺のところとかみ合せて、たとえば海難審判でございますとか、特許審判でございますとか、あるいは許可認可の行政処分でございますとか、いろいろの国の審判手続があるわけでございますが、そういうふうなものにつきましても調べてみますと、それぞれ刑事裁判の無罪の場合と同じような事態がかなり出ているようにございまして、そういうふうなものの補償との関係におきまして、また財務当局あたりの見解も参照いたしまして、いろいろ議論しているところでございますけれども、たとえば犯罪によつて被害を受けた、その被害者というふうなもの、いまさしあたりは、かりに殺人の被害者となつて殺されましても、その殺されたということについて直ちに国家の補償というふうなものが行なわれていないわけでございます。被害者の補償というふうなものもあわせてまた考えてみまして、国の政策といたしまして、税金でまかなうというふうな場合に、それを先に、またそれをどういうふうなまかなつていくかというふうなことにございまして、またいろいろ議論が出てくるところでございまして、

はしよつて申し上げまして、そういうふうな点がございまして、かりに方向が是認されるといふたしまして、拘禁された場合には日数がはつきりいたしておりますので、一日について六百円以上千三百円以下ということになりますと、その範囲で金額をきめて拘禁された日数を掛けますと、直ちにこの定型化された補償金額が出てまいりますけれども、不拘禁の者までこれを補償するということになりますと、その範囲をどういうふうな定めるべきか。無罪の中にもいろいろ無罪があります。拘禁された場合におい

で、根本は、被告人は無罪の推定を受けておるというふうな、これは制度上の問題もあります

まあそんなことはない、これは必ず一応お答えを
 になつてくるんじゃないかと思うが、実際の新聞

○龜田得治君　そういう点は、ひとつ人權という立場から十分注意を、これは幾らしても足りない

○龜田得治君　これはどうですか、被疑者補償規程という法務省の訓令のようなものじゃなしに、

やはり刑事補償法というものとこれ一本化してつくれないものだろうか。補償規程というのでは、何かこう好意的に支給してあるというふうな感じもするわけですね。ほんとうは請求権があるのかないのかわからぬ。そうじゃない、やはりこれは請求権は私にあると思うのです。だからそういう点をきちんと明確にするには、まあ刑事補償制度についての検討をされておるようですが、その点もあわせて私はひとつ研究をしてほしいと思うのです。どうでしょうか、そういうことは問題になっておりますか。

○政府委員(川井英良君) 研究いたしております。ただ、ここにもやはりいろいろ問題点がございまして、そう早急に決心がでないわけでございますが、この検事が行ないます不起訴処分というふうなものの中には、御承知のように、罪とならずとか、嫌疑なしとか、証拠不十分とか、起訴猶予とか、非常にさまざまな種類の裁定文があるわけでございます。この不起訴処分について、判決と同じような一種の確定力を付与するということにしたいなというところ、これは請求権という権利にならないと思います。法律で定める以上は、これは一種の権利としてこれを認めるということでないという意味だと思います。権利として認めるということになれば、検事が行なう不起訴の裁定に、判決と同じような趣旨の一種の確定力を付与していく、こういうようなことにしたいという法律上筋が通らない、こういうことになると、これは確定力を与えるということになります。いまの日本の検察官制度というふうなもの、検察官の職務権限、それから刑事司法における検察官の持つておる権限というふうなものから考えまして、これは必ずしも妥当ではないというふうに考えられるわけでございます。

確定力を与えませんというところ、たとえば検事が不起訴にした、補償してくださいと、こう持つてきた場合に、検事は、いや、あなたの場合には証拠があるんだけど、いろいろな観点からして気の毒だから公訴を提起しなかつたのだ、もう少し

し調べれば証拠が集まってきた起訴処分になるけれども、この程度で捜査を手控えたのです、これはやはり起訴処分になる案件です。そういうような種々雑多なものがあるわけでありまして、そうしますと、その人はそれに不服の場合において、今度は裁判所に訴え出しまして、私は嫌疑なしで罪とならずで不起訴なんだ、にもかかわらず、検事は言を左右にして補償に応じてくれなさい。だからもう一べん裁判所で調べて、証拠が不十分である、だから不起訴処分だというふうにしてほしいというふうな何か救済の手続規定を設けなければ、とてもこれは何とも始末がつかない問題になりやしないか。そういうことになりまして、この検事が行なつた処分について問題のあるものについては、一々今度は裁判所に持ち込んで、検事が行なつた処分の可否を裁判で決定するというふうなことになるというところ、これはまた、どうも今日の刑事司法における検察官制度というものを、基本的に考え直さざるを得ないというふうなことも相なりますので、私も、その法律にすべきだというたてまえといえますが、方向におきまして、非常に傾聴に値する御意見だと思ひまして、検討はいたしておりますけれども、これは先ほどの問題よりはもっとむずかしい問題が、理論的には私含んでいられるじやないかというふうに思ひまして、検討はいたしておりますけれども、早急に結論が出るというふうにはいかないので、じやないかというのが、いまの現状でございます。

○亀田得治君 先刻の問題よりもっと問題点多いことは、私もよくわかるのですが、したがって、立法化する場合には、だれが考えても当然と思われるようなものにしほつていくとか何とか、またやり方があると思ひます。単なる起訴猶予というふうなものはず、だからそこはくふうだと思ひます。ところが、残つたものだけをまた訓令で扱っていくというふうなことになるのですかね、その場合は、まあいろいろ立法のしかたあるでしょうが、ひとつこれもあわせて積極的のひと

つ御検討願つておきます。

○委員(小平方平君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

○委員(小平方平君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(小平方平君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(小平方平君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(小平方平君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(小平方平君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(小平方平君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(小平方平君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(小平方平君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(小平方平君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(小平方平君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(小平方平君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

でございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(小平方平君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

○委員(小平方平君) 御異議ないと認めます。刑事補償法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員(小平方平君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました青田君提出の附帯決議案を議題といたします。青田君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員(小平方平君) 全会一致と認めます。よつて、青田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、赤間法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。赤間法務大臣。

○國務大臣(赤間文三君) 附帯決議の問題につきましては、御趣旨を尊重いたしまして、最高裁判所、その他の関係機関と十分連絡をとりつつ検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員(小平方平君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(小平方平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(小平方平君) 次に、検察及び裁判の運営等に関する調査を行ないます。

○委員(小平方平君) 次に、検察及び裁判の運営等に関する調査を行ないます。

○委員(小平方平君) 次に、検察及び裁判の運営等に関する調査を行ないます。

○委員(小平方平君) 次に、検察及び裁判の運営等に関する調査を行ないます。

ねしたいと思ひます。

これは大阪のほうでは新聞にも載つておる事件であります、今月の十三日のことですね。午前八時過ぎ、東大阪市の今里——枚岡線で、運転手の方は菊花交通株式会社の阪野一子ですね。女性の方です。問題は、この阪野運転手が、先ほど申し上げた日時に、乗客を乗せないうままにタクシーを流していたのですが、ちょうど横断歩道がありまして、その場所が左右二台車が並んだわけですね。阪野運転手のほうには右側、もう一台の車が、左のほうの車が速力を落としたり、そういう関係で、右のほうの阪野運転手の車が追い越したようになつたわけですね。それをこの警察官が見ていて、横断歩道における追い越し禁止の規定違反だと、こういうことで問題が起きたわけですね。運転手のほうには、警察官の要求がありましたので、運転免許証を呈示したのでね。呈示したのが、自分としては違反ではないと思つておるものですが、警察官には渡さないで、そのまゝポケットにしまふとしたわけですね。そうすると、警察官が、こいつはなまいきだということと、運転手に暴行を加える、こういう事態になつたわけです。

最初はこの女性の運転手の方が突き飛ばされて、そうして後頭部を打つ、起き上がったところが、またうしろから押されて、今度は前頭部を打つ、こういうことで傷害を受けたわけですが、一回、二回とそういうことがあつて、さらに今度は路地のようなどころに引つぱつていかれていろいろされたわけですが、そのときにこのトラックです、運転手の方ははいいたこれがすり落ちるというふうなこともある。そういうところで、それまではその警察官は、女性であるというふうなことを考えていたのかどうかよくわかりませんが、何かそういうことがあつて、それからはおとなしくしたようですが、運転手の方は近くの病院で診察を受けて、そうして診断書ももらつたと、現在でもなお頭が若干痛む、こういうふうなことなんです。ここに読売新聞だけございますが、そ

の交通取り締まりをやつておられる警察官も、なかなかこう道路が込んでいたりして、そうしてまた一日じゅう排気ガスを吸わされると、気分もいららぬというふうなこともあるでしょうが、やはりもっと親切な態度で応対していかなければいかぬのじゃないかというふうに思つていただければ、この点について御報告も来ておると思いますが、警察側ではどういふふうに本件を見ておられるのか、御報告を願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木光一君) 御指摘の事案につきましては、現地の大阪府警察本部から報告がまいつておりますが、その報告によりますと、先生御指摘の事実とはだいぶ違つたようでございますが、私どものほうで徹しました報告に基づいて事案の内容を御説明申し上げたいと思ひます。

違反の被疑者は、御指摘のありましたように、大阪市西淀川区に所在いたします菊花交通株式会社のタクシー運転手阪野一子、三十六歳の女の方でございますが、この運転手が違反をしたということに關連してのトラブルであるわけでございます。違反の日時につきましては、五月の十三日、ちようど交通安全旬間の最中でございますが、十三日の午前八時三十分ごろでございます。で、違反を起した場所は、大阪府東大阪市長堂二丁目七番地先の路上でございます。違反の事実でございますが、この阪野運転手が、先ほど申し上げました日時、場所におきまして、営業用普通乗用自動車車を東から西に向かつて運転中、交通整理の行なわれていない横断歩道の手前の側端から前に三十メートル以内の部分において、前車を——前車というのとは軽四輪の乗用自動車ですが、まあこれを追い抜いたという違反でございます。この違反の条文につきましては、昨年の五十五特別国会におきまして、道路交通法の一部改正が行なわれまして、横断歩行者保護の観点から改正された条文でございます。三十八条の三項にございまして、規定に基づくものでございます。念のため読んでみますと、「車両等は、交通整理の行なわれていない横断歩道及びその手前の側端から前に三十

メートル以内の道路の部分においては、第三十条第三号の規定に該当する場合のほか、その前方を進行している他の車両等の側方を通過してその前方に出てはならない」という条文に触れるわけでございます。これは先ほど申し上げましたように、歩行者保護の観点から、三十八条の二項に、その前の条文と一緒につけ加つたわけでありまして、交通整理の行なわれておらない横断歩道におきまして、横断歩行者が渡ろうとして車が横断歩道の直前にとまつておるときには、うしろから行つた車もとまりなさいという規定と一緒に、そういう横断歩行者の保護を確保する意味において、その手前三十メートルでは追い抜かないようにということと、こういう類型の事故が非常に多いという観点からこの条文ができたわけでありまして、その条項に触れたわけでございます。

それで、おきから交通安全旬間でございましたので、警察官も多数出ておつたわけですが、これを現認いたしましたのは、布施警察署の警ら課の巡査八尋勇、二十四歳が現認したわけですが、これが現認いたしましたので、違反者に対して、直ちに警笛を吹鳴して停止させまして、免許証の呈示を求めましたところ、同人は下車して後部トランクから免許証を取り出して、一応免許証を開いて見せましたが、同巡査がその内容を確認しようといふと、それを上下に振りながら車道の中央部にあらずりするやうな態度を示したと、このような状態では、現場は交通量も多く、交通の妨害となるばかりでなく、本人にも危険が及ぶおそれがあると、また免許証の確認もできないという判断で、同巡査は被疑者の肩に手を添えて、車道の中央に出るのをやめて、安全な歩道上に行くように促したとたんに、急にみずから左斜め前方にころんで、さらにおおむけになつたりすり込んだりしてあはれ出した。同巡査はさらに説得につとめて、他の警察官の応援を求めて、派出所並びに本署へ任意同行したというのが事実のようでございます。この事実につきましては、現

地日本自動車運転士労働組合の組合員諸君がい

ろいろこの問題に關連して抗議、陳情に来たようでございますけれども、警察署並びに警察本部の調べでは、そういうような事実はないと、いま報告申し上げましたような事実であるということとで、応接しては、相当数の現場の状況を見ていた参考人がたくさんございまして、その現場を見ていた参考人の供述からも、いま言つたやうな事実につきましては間違いないという心証を警察当局では得ておりますので、私どもも、いま言つたやうな事実には間違いないというふうに考へております。したがつて、先生御指摘のやうな事実とは違つたように思われるわけでございます。

なお、先生の御指摘の中に、交通取り締まり警察官の言語、態度等についてのお話がございまして、けれども、私どもも、そういう観点から、交通の指導、取り締まりに当たる警察官につきましては、その言語、態度から運転者の諸君とのトラブルを起さないやうに、国民に納得される指導、取り締まりをするという観点で、常日ごろから指導をしているわけでございます。念のため、つけ加えさせていただきますと思ひます。

○亀田得治君 どうもこういう問題が起ると、事実の見方が非常に違つてきて困るわけですが、この阪野という人は非常に優秀な運転手のやうですね。そういう点は調べてあります。二回優良運転手として府警から表彰もされておるし、交通事故などは一回も起こしておらぬし、それから家庭のこととわれわれ聞いておるのですが、この人が一人で両親と二人の子供を育てておるのです。なかなか社会的にも、非常にそういう意味では尊敬されておる人のやうです。そういうやうな点は、あなたのほうではどういふふうに見ておられるでしょうか。

○政府委員(鈴木光一君) いま御指摘になつたやうな事実につきましては、私ども報告を受けておりません。

○亀田得治君 事故などがあると、警察じゃたいがい、その前歴がどうだつたらうと、ことに、こ

ういう争いになるとお調べになるのですわね。

で、前に違反でも数回やっているとかがいようなことがありますが、それはもう必ず、だから今度も悪いのだと言わねばかりに御報告が普通あるのですけれどもね。やはり食い違いは食い違いとして、いい点はいいい点というものがあれば、やっぱりそういうことも下部から報告が来ぬと私はうまいと思ふのですがね。これはちよつとお調べをお願いしたいのです。この本人の名著のためにも。で、私はそういうふうにお聞きしておるのです。自分で違反をやつて、そして自分でかつてにあれば、そして自分で一人だけでかつてののだと言わねばかりのお説明ですわね。そういう人かどうかということですね。これはなかなかやつぱり大事な点だと思ふのです。それはお調べ願つて、もう委員会はありますが、御報告願えるでしょうか。

○政府委員(鈴木光一君) ええ、調べまして御報告したいと思ふけれども、先ほど申し上げましたように、この種のトラブルがよくあるんでございましてけれども、私どものほうは、安全運動期間中、非常に交通の激しいところでございまして、当時の状況を見ておつた人が相当大ぜいあるんでございまして。その中で、たとえば、こういう報告が来ておりますけれども、ある見た人の説明によると、「あのときの様子は、約十メートルぐらいのところで見えておりました。タクシーからおりた運転手は、車のうしろのトランクから免許証を出すと、巡査に免許証を横に開いて二、三回すばやく頭のあたりから胸のところまで上げたり下げたりして見せながら、うしろのほうに下がっておりまして、あれでは内容はわからないと思ひます。その直後、運転手は急に車道上から道を南側の方向に斜めに倒れました。このとき、私たちは、あれは芝居や、巡査はえらい損やと話していたくらいです」というような、これは一つの例でございまして、そういうようなこともございまして、私のほうは、御指摘の事実とはだいぶ様子が違ふように思われるわけでござい

ます。

○龜田得治君 それは、参考人というのは何人くらゐあるんですか。

○政府委員(鈴木光一君) 報告では三人ですね、三人の参考人に供述調書をとつておるといふことです。

○龜田得治君 それはほかの警察官じゃなしに、一般の通行人という意味ですか。

○政府委員(鈴木光一君) 一般の通行人でござい

ます。

○龜田得治君 それは住所、姓名はお知らせ願えませんか。本人にとつてはたいへんなショックな事実ですからね。

○政府委員(鈴木光一君) この問題につきましては、いざれおそろく組合のほうでも公判廷で争うようなことを言つておられますし、そういう事情もございまして、その辺のことは、私は控えさせていただきたいと思ひます。

○龜田得治君 これはもう送検したわけですか。それは手続はどうなつておるんです、その後。十三日にそういう事件があつて。

○政府委員(鈴木光一君) これはおそろく交通切符で処理されたと思ひますので、交通切符に、当時の状況を被疑者の供述調書及び関係書類と一緒に、十八日に東大阪区検に書類を送致したとい

う報告を受けております。

○龜田得治君 こういう事件は、刑事局長のほうにお尋ねしますが、どういうふうな検察庁として扱ふことになるのでしょうか。つまり、お聞きしたいのは、警察のほうでは、これは交通違反だと、明らかに。横断歩道の追い越し禁止の規定に反するものだと、こういうことでやつておられるわけですね。ところが、運転手のほうは、まあ、その点の事実関係についてもいろいろ言ひ分があるんだらうと思ひます。私の聞くのでは、左側の別な車が速力をゆるめたものだから自然にこっちが追い越したかつこうになつたと、形というものは一応私は、そういう意味じゃ認めておるのじゃないかと思ひますがね。まあ、しかし、そこら辺

の微妙な点はいろいろこれは検察庁でお調べ願つてつこうなんです、もう一つは暴行の問題ですね、こういうものは切り離して調べるといふことになるでしょうか、どうなんです。その事件は別々だが、しかし、当事者にとつてはこれは一体のものですわね、一体のものです。こういう場合の検察当局の扱いというものはどうなるでしょうか。

○政府委員(川井英良君) おそろく、この道交法違反の事件を調べる際に、その被疑者のほうの側から、ただいま問題になつたようないろいろなる事実関係について、検察官に詳細な申し立てがあるのが普通だろつと思ひます。それを受けて、検察官がその当時の事情について、本来の道交法違反の事実関係はもとより、その周辺にある事柄についても、詳細な取り調べをして何らかの判断を示すというのが、普通の検察官の取り扱いの状況だろつと思ひます。

○龜田得治君 そうすると、まあ道交法違反は違反、それだけはそれだけとして先に切り離して処分してしまつと、そういうことは適當でない、こういうふうに承つていいわけでしょうか。

○政府委員(川井英良君) いま申し上げましたのは、一般論の原則論としてそういうふうになるん

じやないかといふことを申し上げたわけですが、具体的な問題でございまして、本件が具体的にどういうふうな担当検察庁でもつて取り扱われるかといふことにつきましては、必ずしもはつきりいふことが、こういうふうになるのじやないかと、また、こういうふうにするべきだといふふうなことを、ちよつと私の立場から申し上げて

くいでございましてけれども、せつかくここでも、まことに質疑応答が行なわれましたので、いざれ速記録ができることと思ひますが、速記録を余分に入手して、私としては、担当地検に回付して、そして、この事件についてどういふふうな問答が国会においても行なわれているといふこと

を檢察官が参考にして事件の捜査に当たつてもらうといふふうにでもしたらいかがなものだらうかといふふうにいふ考えていたところでございます。

○龜田得治君 まあ、この地元の檢察官としては、新聞をもらひになつて、事件そのものの概略はすでに御存じだと思ひますがね。犯罪があると思ひば、これはいつても調べてもらわなきゃいかぬ。ことに、このほかの起訴事件とからんでおるといふような場合には、一そうそうしてもらひませんとね、非常にやつぱり不公平な印象を与えちゃ、檢察、警察行政としてうまくないと思ひますね。ぜひ、だからね、いま局長がお答えになつたような扱いをしてもらつて、はつきりしてほしいと思ふのです、はつきり。どちらの言ひ分が正しいのか。で、私たちも、こうしてお聞きした以上は、結果、どういふふうにかつこう処理されたのか、若干日数もかかるでしようが、結論の出たところでひとつ御報告をいたしたい。休会中であらば、まあ国会外でつこうですが、そういうふう

に御要望しておきますが、よろしいですか。

○政府委員(川井英良君) 承知いたしました。

○龜田得治君 それから、その組合の人たちなり本人たちが警察と交渉を二回ほどされたようですね。そういう中で、文句があれば裁判で争うと、黒白をはつきりしようといふようなことを、こう二、三回言われたようですね。だから、まあ、それはどうしてもはつきりしないものは、それは裁判でいいわけですがね。そういうことは私はあんまりよくないと思ふのです。そんなことは言わぬだつて自然にそうなるわけですね。ところが、まあ陳情に行つたりいろいろしてるときに、そういうことは使ひますとね、警察というところ

はともかくも頭から問題にしろとね、文句があつたら檢察庁へ来い、裁判所へ来いと、こういうやつぱり印象を与えることはまずいと思ふのです。やつぱり話は話として十分聞いて、それは向こうは真剣なんですからね。女の細腕で、さっき私が申し上げたような家庭の支柱なんです、

を檢察官が参考にして事件の捜査に当たつてもらうといふふうにでもしたらいかがなものだらうかといふふうにいふ考えていたところでございます。

家の。そういう方ですからね。それをあなた、休んで警察に来て話をするというような立場というものはね、やっぱり考えてやってもいいませんとね、無用なやばり悪現象といえますかね、悪循環を起すかと思うのですよ。そういうことを言われりや、当然そのことがまたほかへ伝わるでしょうしね。そんなことはうまいと思ふ、警察行政のあり方として。まあ、ともかく交通問題は取り締まるほうも、また運転するほうも、なかなか、場合によつちや殺気立っている場合がありますからね。そのことはまあ理論的には局長もいつも認めておられるわけだ、親切にやらなきゃならぬと。ところが、本件においては、もうそういうことばを数回お使いになったということで、非常に気を悪くしてあるのですね、私への報告によると。そんなことはやっぱり軽々にあまり使わぬようにしてほしいと思ふのですね。どうでしょうか。

○政府委員(鈴木光一君) 抗議に何回も署に訪れて、いろいろなやりとりがあったことを聞いておりますけれども、具体的にどういうやりとりをしたのかということについては、報告を聞いておりませんので、いま御指摘のようなことについて意見を述べる資料がございませんので、以上答弁させていただきます。

○委員長(小平芳平君) ほかにも御発言もなければ、本件の調査はこの程度にいたします。

○委員長(小平芳平君) 次に、請願の審査を行います。

第二二四号福岡地方裁判所小倉支部等の昇格に関する請願外四十四件の請願を一括して議題といたします。

便宜、速記を中止して審査を行ないます。

○委員長(小平芳平君) 速記をつけて。請願の審査はこの程度にとどめます。

〔速記中止〕

第三部 法務委員会会議録第二十号 昭和四十三年五月二十三日

○委員長(小平芳平君) 次に、継続調査要求についておはかりいたします。

検察及び裁判の運営等に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本院規則第五十三条により、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小平芳平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後零時三分散会

五月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、刑法第二百一一条改正反対に関する請願(第四八二二号)(第四八二三号)(第四九四一四号)(第四九四二二号)(第四九四三三号)

第四八二二号 昭和四十三年五月十三日受理

刑法第二百一一条改正反対に関する請願

請願者 新潟県糸魚川市大字大平四、八七六 原四加保外千八百名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第三七七七号と同じである。

第四八二三号 昭和四十三年五月十三日受理

刑法第二百一一条改正反対に関する請願(四通)

請願者 神奈川県小田原市穴部一七四 中山森利外千三百二十七名

刑法第二百一一条改正反対に関する請願

請願者 東京都板橋区前野町六ノ一一 坂田政昭外二千二百三十二名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三七七七号と同じである。

第四九四二二号 昭和四十三年五月十五日受理

刑法第二百一一条改正反対に関する請願

請願者 札幌市南一七条西八丁目 玉木ユリ子外七百九十名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第三七七七号と同じである。

第四九四三三号 昭和四十三年五月十五日受理

刑法第二百一一条改正反対に関する請願

請願者 北海道釧路市緑ヶ岡四〇 我妻浩二外二百五十八名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第三七七七号と同じである。

第四九四一四号 昭和四十三年五月十五日受理

刑法第二百一一条改正反対に関する請願

請願者 秋山 長造君

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三七七七号と同じである。

第四九四一四号 昭和四十三年五月十五日受理

昭和四十三年五月三十日印刷

昭和四十三年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局